

目 次

津市条例

津市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

津市規則

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

津市美里保健センターの使用料の徴収事務の委託

住民票の写し等の交付手数料徴収事務の一部委託

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務の一部委託

住民基本台帳閲覧状況

議決を経た予算の公表

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

市道路線の区域変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

令和2年度津市職員採用試験前期日程（令和3年度採用予定）実施

津市育休代替任期付職員採用試験実施

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

開発行為に係る工事の完了

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市教育委員会公告

津市育休代替任期付職員採用試験実施

津市農業委員会告示

令和２年度津市農業委員会定期総会の開催

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 2 号

津市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例

(設置)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）による市民生活及び地域経済に対する影響を踏まえ、市民生活及び地域経済を支援するための事業（以下「事業」という。）の実施に必要な経費の財源に充てるため、津市新型コロナウイルス感染症対策事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金には、各会計年度において一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業の経費に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 3 号

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（基本料金の特例）

- 8 令和 2 年 6 月 1 日から同年 7 月 3 1 日までの間における検針により料金が確定する月分の基本料金については、第 2 3 条第 1 項の表に掲げる基本料金にかかわらず、0 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 5 号

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 2 7 年津市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表津市雲出保育園の項中「7 0 人」を「9 4 人」に、「4 2 人」を「6 0 人」に、「2 2 人」を「2 8 人」に改める。

第 1 号様式中 「

」を「

」に改める。

第 3 号様式中「児童番号」を「支給認定証番号」に改める。

第 5 号様式中「支給認定 N o . 」を「支給認定証番号」に改める。

第 6 号様式中 「

」を「

」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 1 号様式、第 3 号様式、第 5 号様式及び第 6 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

津市告示第 1 2 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 5 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市美里保健センターの施設使用料

2 委託先

津市西古河町 4 番 1 2 号

株式会社ジャパンスポーツ運営

3 委託期間

令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 2 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき手数料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 5 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する手数料

- (1) 住民票の写し（本人分・同一世帯員分）交付手数料
- (2) 印鑑登録証明書（本人分）交付手数料
- (3) 所得・課税証明書（最新年度分の本人分）交付手数料
- (4) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）及び戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
交付手数料
- (5) 戸籍の附票の写し（全部・一部）交付手数料

2 委託先

東京都千代田区一番町 2 5 番地
地方公共団体情報システム機構

3 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 2 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 5 年津市告示第 1 6 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

あのか台三丁目自治会

三重県津市あのか台三丁目 1 5 番地 5

代表者 八木 和久

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	高橋 元 三重県津市あのか台三丁目 3 0 番地 1
変更後	八木 和久 三重県津市あのか台三丁目 1 5 番地 5

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 4 月 5 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 2 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 3 年津市告示第 2 5 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

豊野連合自治会

三重県津市一身田豊野 1 4 0 6 番地 4 7 9

代表者 原 正司

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	堀田 浩司 三重県津市一身田豊野 1 4 0 6 番地 4 9
変更後	原 正司 三重県津市一身田豊野 1 4 0 6 番地 1 3 5

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 5 月 9 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 2 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年久居市告示第 1 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

久居団地自治会

三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 1 1 7

代表者 米川 利美

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	山田 弘正 三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 1 5 0
変更後	米川 利美 三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 1 1 7

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 1 5 0
変更後	三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 1 1 7

3 変更年月日

令和 2 年 4 月 2 3 日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、令和 2 年 4 月 2 3 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 1 2 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 8 年芸濃町告示第 6 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

楠原区自治会

三重県津市芸濃町楠原 4 2 3 番地

代表者 山田 孝浩

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	柴田 節生 三重県津市芸濃町楠原 1 1 7 2 番地 6
変更後	山田 孝浩 三重県津市芸濃町楠原 4 0 6 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 3 月 2 2 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 1 2 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 4 9 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

岩原区自治会

三重県津市芸濃町棕本 3 9 3 7 番地 1

代表者 楠井 透

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	今田 宜史 三重県津市芸濃町棕本 3 5 3 0 番地 1 0
変更後	楠井 透 三重県津市芸濃町棕本 6 2 3 3 番地 3

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 3 月 2 2 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 1 2 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年芸濃町告示第 1 4 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中縄区自治会

三重県津市芸濃町中縄 8 7 6 番地 3

代表者 西川 満

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	嶋田 宗孝 三重県津市芸濃町中縄 1 2 1 番地
変更後	西川 満 三重県津市芸濃町中縄 2 3 9 番地 3

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 3 月 2 9 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 1 3 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、令和元年津市告示第 4 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

殿村自治会

三重県津市殿村 9 9 7 番地

代表者 小西 吉春

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	神田 美紀 三重県津市殿村 7 8 5 番地 3
変更後	小西 吉春 三重県津市殿村 1 3 1 6 番地 3

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 4 月 2 7 日の定期総会において選任され、同年 5 月 1 日から就任したため。

津市告示第 1 3 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 3 4 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

小野田町自治会

三重県津市大里小野田町 1 6 6 番地 1

代表者 宮村 和夫

2 変更に係る事項

区域

変更前	本会の区域は、津市大里小野田町の全部とする。
変更後	本会の区域は、津市大里小野田町の全部並びに津市大里野田町 2 2 6 番地及び 2 3 7 番地 1 とする。

3 変更の年月日

令和 2 年 4 月 5 日

4 変更の理由

地縁による団体の区域の変更が、令和 2 年 4 月 5 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 1 3 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年芸濃町告示第 4 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

多門区自治会

三重県津市芸濃町多門 8 5 7 番地

代表者 駒田 和彦

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	岡本 隆夫 三重県津市芸濃町多門 1 4 番地 2
変更後	駒田 和彦 三重県津市芸濃町多門 8 7 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 3 月 2 8 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 1 3 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 0 年芸濃町告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

林町自治会

三重県津市芸濃町林 1 6 3 番地 6

代表者 今田 都規

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	野田 稔 三重県津市芸濃町林 2 0 8 番地
変更後	今田 都規 三重県津市芸濃町林 8 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 4 月 1 9 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 3 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年芸濃町告示第 2 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中瀬古自治会

三重県津市芸濃町雲林院 6 1 6 番地

代表者 保地 源

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	松村 重久 三重県津市芸濃町雲林院 6 0 9 番地
変更後	保地 源 三重県津市芸濃町雲林院 5 7 6 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 3 月 2 9 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 1 3 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 3 0 年津市告示第 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

ハッ山自治・区長会

三重県津市白山町八対野 6 6 9 番地

代表者 松尾 正明

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	植村 仁 三重県津市白山町八対野 3 3 1 番地 1
変更後	松尾 正明 三重県津市白山町八対野 6 6 9 番地

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県津市白山町八対野 3 3 1 番地 1
変更後	三重県津市白山町八対野 6 6 9 番地

3 変更年月日

令和 2 年 4 月 1 2 日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、令和 2 年 4 月 1 2 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 1 3 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき手数料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 5 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する手数料

犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付手数料

2 委託先

病院名	受託者	所在地
千里ヶ丘動物病院	岡田 謙吾	津市河芸町東千里 5 6 番地 2
棕本動物病院	柴田 勝弘	津市芸濃町棕本 2 6 6 2 番地 1
とよさと動物病院	橋爪 俊裕	津市豊が丘三丁目 2 5 番 7 号
河村ペットクリニック	河村 泰秀	津市栗真町屋町 8 0 9 番地 2
白塚口動物病院	西村 和也	津市栗真中山町 2 6 0 番地 7
伊東獣医科病院	伊東 定彦	津市大里窪田町 1 0 4 5 番地
西山獣医科	西山 治生	津市一身田町 2 1 7 番地 2
津北動物病院	細野 陽介	津市一身田上津部田 2 0 9 7 番地 1
アニー動物病院	森岡 正樹	津市桜橋三丁目 4 2 7 番地
ルナ動物病院	株式会社ルナ 代表取締役 赤塚 宗久	津市押加部町 1 1 番 3 号
イズマ動物病院	出馬 昇	津市渋見町 5 5 4 番地 3 8
こうべ獣医科	山越 健司	津市河辺町 2 1 0 番地
岡本動物病院	有限会社 Y O N K 代表取締役 宮本 佳典	津市半田 1 2 0 番地 4
キタ動物病院	喜多 利夫	津市半田 5 2 7 番地 2

南ヶ丘動物病院	奥田 昌広	津市垂水 8 8 7 番地 7
さとう動物病院	佐藤 宏樹	津市三重町津興 4 3 3 番地 6 0
スピカ動物病院	住吉 宏文	津市垂水 2 7 8 6 番地 7
高橋獣医科医院	高橋 研	津市久居野村町 4 9 4 番地 1 7
白井犬猫病院	白井 茂雄	津市久居新町 7 6 8 番地 6
はぎの動物病院	萩野 俊之	津市久居射場町 1 2 3 番地
ひさい動物クリニック	東郷 修一	津市久居中町 5 0 番地 1
すぎもと動物病院	杉本 貫	津市久居明神町 5 9 9 番地 4
かねこ動物病院	金児 伸哉	津市久居新町 2 1 1 5 番地 6
北出動物病院	北出 明人	津市一志町田尻 2 番地
野口動物病院	野口 猛	松阪市松崎浦町 9 8 番地 1
おかはな動物病院	岡鼻 英一	松阪市西肥留町 5 9 番地 7
石田動物病院	堤 隆一	鈴鹿市磯山四丁目 5 番 9 号

3 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 3 7 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 3 項及び第 1 1 条の 2 第 1 2 項の規定により、住民基本台帳閲覧状況について、別紙のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 事 項 明 細

NO	閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	株式会社野村総合研究所（一般社団法人中央調査社）	テレビ視聴に関する調査	令和元年5月8日	桜橋一丁目 16歳以上の日本人男女 14名
2	広島修道大学（一般社団法人新情報センター）	第2回男女のあり方と社会意識に関する調査	令和元年5月9日	雲出伊倉津町 満20～79歳の男女 20名
3	株式会社毎日新聞社	世論調査のための抽出	令和元年5月14日	久居小野辺町 指定地域より無作為抽出 12名
4	内閣府大臣官房政府広報室（一般社団法人中央調査社）	国民生活に関する世論調査	令和元年5月22日	白塚町 18歳以上の日本人男女 30名
5	国土交通省観光庁（株式会社インテージリサーチ）	旅行・観光消費動向調査	令和元年5月24日	久居東鷹跡町、久居西鷹跡町 1世帯1人、年齢性別指定なし 85名
6	一般社団法人家の光協会（一般社団法人新情報センター）	第74回全国農村読書調査	令和元年6月6日	高野尾町 満16～79歳の日本人男女 21名
7	内閣府大臣官房政府広報室（一般社団法人中央調査社）	医療のかかり方・女性の健康に関する世論調査	令和元年6月18日	藤方 18歳以上の日本人男女 15名
8	公益社団法人新聞通信調査会（一般社団法人中央調査社）	第12回メディアに関する全国世論調査	令和元年6月18日	南新町 満18歳以上の日本人男女 20名
9	株式会社朝日新聞社（一般社団法人中央調査社）	新聞およびWeb利用に関する総合調査	令和元年6月25日	修成町 満15歳以上の日本人男女 24名
10	内閣府大臣官房政府広報室（一般社団法人中央調査社）	がん対策・たばこ対策に関する世論調査	令和元年6月25日	一志町片野 満18歳以上の日本人男女 16名

11	国立大学法人大阪大学大学院（株式会社日本リサーチセンター）	情報行動と政治・社会意識に関する調査	令和元年7月9日	久居烏木町 18～69歳の男女 23名
12	法務省人権擁護局（一般社団法人新情報センター）	人権に関する意識調査	令和元年7月17日	安濃町草生 満18歳以上の日本人男女 25名
13	三重県（公益財団法人反差別・人権研究所みえ）	人権問題に関する三重県民意識調査	令和元年7月18日	市内全域 満20歳以上の男女 447名
14	内閣府大臣官房政府広報室（一般社団法人中央調査社）	男女共同参画社会に関する世論調査	令和元年8月7日	西古河町 満18歳以上の日本人男女 15名
15	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（一般社団法人新情報センター）	飲酒・喫煙・くすりの使用についての調査	令和元年8月22日	一身田中野 15～64歳の日本人男女 27名
16	内閣府大臣官房政府広報室（一般社団法人中央調査社）	森林と生活に関する世論調査	令和元年8月29日	夢が丘一丁目 満18歳以上の日本人男女 15名
17	NHK放送文化研究所（株式会社日本リサーチセンター）	11月全国個人視聴率調査	令和元年9月26日	白山町川口 7歳以上の男女 12名
18	独立行政法人労働政策研究・研修機構（株式会社日本リサーチセンター）	職業と生活に関する調査	令和元年9月26日	白塚町 25～64歳の男女 30名
19	国立保健医療科学院保険医療経済評価研究センター（株式会社インテージリサーチ）	健康に関するアンケート	令和元年10月1日	一志町高野 16～89歳の男女 130名
20	国立病院機構久里浜医療センター（一般社団法人新情報センター）	ネット・ゲームと生活習慣に関する調査	令和元年10月2日	豊が丘四丁目 満10～79歳の日本人男女 23名
21	消費者庁（一般社団法人新情報センター）	令和元年度消費者意識基本調査	令和元年10月11日	河芸町上野 15歳以上の日本人男女 25名
22	一般社団法人ゆうちょ財団（株式会社日本リサーチセンター）	第4回くらしと生活設計に関する調査	令和元年10月17日	大園町 20歳以上の男女 20名

23	国土交通省土地・建設産業局（一般社団法人中央調査社）	土地問題に関する意識調査	令和元年10月30日	高茶屋一丁目 満20歳以上の日本人男女 15名
24	株式会社野村総合研究所（一般社団法人中央調査社）	テレビ視聴に関する調査	令和元年11月12日	神戸 16歳以上の日本人男女 14名
25	総務省流通行政局（一般社団法人輿論科学協会）	通信利用動向調査	令和元年11月21日	市内全域 満20歳以上の男女 172名
26	内閣府大臣官房政府広報室（一般社団法人中央調査社）	社会意識に関する世論調査	令和元年12月3日	野田 満18歳以上の日本人男女 30名
27	NHK報道局選挙プロジェクト（一般社団法人中央調査社）	日本とアメリカに関する調査	令和元年12月3日	河芸町杜の街一丁目 18歳以上の日本人男女 12名
28	東京大学（株式会社山手情報処理センター）	日本人の情報行動調査	令和元年12月17日	上浜町一丁目 13～79歳の男女 22名
29	NHK放送文化研究所（一般社団法人中央調査社）	日本人とテレビ・2020調査	令和元年12月17日	芸濃町忍田、芸濃町雲林院 16歳以上の日本人男女 12名
30	NHK放送文化研究所（一般社団法人中央調査社）	2020年3月東京オリンピック・パラリンピックに関する調査	令和元年12月17日	河芸町東千里 20歳以上の日本人男女 12名
31	日本銀行情報サービス局（株式会社日本リサーチセンター）	生活意識に関する調査	令和元年12月19日	久居北口町、久居小野辺町 20歳以上の男女 15名
32	国立大学法人東京大学（株式会社RJCRサーチ）	少子高齢化社会における調査	令和元年12月26日	一身田町 18～49歳の日本人男女 8名
33	文化庁国語課（一般社団法人中央調査社）	国語に関する世論調査	令和2年1月7日	夢が丘二丁目 満16歳以上の日本人男女 17名
34	文部科学省国立教育政策研究所（株式会社日経リサーチ）	第2回OECD国際成人力調査（PIAAC）予備調査	令和2年1月14日	戸木町、久居万町 16～65歳の男女 34名

35	日本銀行情報サービス局（株式会社日本リサーチセンター）	生活意識に関する調査	令和2年2月4日	青葉台二丁目、豊が丘一丁目 20歳以上の男女 15名
36	国立研究開発法人国立がん研究センター（一般社団法人中央調査社）	健康情報についての全国調査	令和2年2月5日	白塚町 満20歳以上の日本人男女 20名
37	公益財団法人生命保険文化センター（一般社団法人中央調査社）	人生100年時代における生活設計に関する調査	令和2年2月18日	栗真中山町 満60歳以上の日本人男女 35名
38	株式会社日本銀行情報サービス局（株式会社日本リサーチセンター）	家計の金融行動に関する世論調査	令和2年2月27日	久居射場町、久居烏木町 20歳以上の男女 22名

津市告示第 1 3 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 2 年 5 月 2 0 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 2 年 5 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和 2 年度津市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度津市水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度津市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度津市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,304,558 千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 139,687,793 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		43,576,807	304,558	43,881,365
	2 国 庫 補 助 金	30,694,382	304,558	30,998,940
21 繰 入 金		7,395,257	1,000,000	8,395,257
	1 他 会 計 繰 入 金	2,027,377	1,000,000	3,027,377
歳 入 合 計		138,383,235	1,304,558	139,687,793

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		44,403,699	374,876	44,778,575
	1 総 務 管 理 費	42,167,690	374,876	42,542,566
3 民 生 費		41,625,465	134,510	41,759,975
	2 児 童 福 祉 費	15,023,733	134,510	15,158,243
4 衛 生 費		9,467,791	230,892	9,698,683
	7 上 水 道 費	378,589	230,892	609,481
7 商 工 費		1,655,842	250,000	1,905,842
	1 商 工 費	1,655,842	250,000	1,905,842
10 教 育 費		9,430,701	314,280	9,744,981
	1 教 育 総 務 費	2,166,016	314,280	2,480,296
歳 出 合 計		138,383,235	1,304,558	139,687,793

令和２年度津市水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条 令和２年度津市水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条 令和２年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第１款 水道事業収益	8,189,409	4,565	8,193,974
第１項 営 業 収 益	6,932,006	226,327	6,705,679
第２項 営業外収益	1,249,876	230,892	1,480,768
支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第１款 水道事業費用	8,328,181	4,565	8,332,746
第１項 営 業 費 用	7,923,512	4,565	7,928,077

（他会計からの補助金）

第３条 予算第10条中「369,289千円」を「600,181千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和２年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条 令和２年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条 令和２年度津市モーターボート競走事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出		単位 千円	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第１款 モーターボート競走 事業費用	49,580,712	1,000,000	50,580,712
第２項 営業外費用	2,043,264	1,000,000	3,043,264

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第 1 3 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年美杉村告示第 1 2 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

須渕地区

三重県津市美杉町八知 6 7 4 番地 3

代表者 長谷川 元彦

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	福若 裕司 三重県津市美杉町八知 9 3 2 番地
変更後	長谷川 元彦 三重県津市美杉町八知 7 8 8 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 5 月 8 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 4 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 9 年津市告示第 1 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

上太郎生地区自治会連合会

三重県津市美杉町太郎生 1 1 2 6 番地 2

代表者 中林 幹

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	中林 則孝 三重県津市美杉町太郎生 6 4 1 番地
変更後	中林 幹 三重県津市美杉町太郎生 1 0 9 0 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 5 月 1 0 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 4 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1 0 7 0 浄土寺連部 2 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町浄土寺字コメガイ 5 7 5 番 1 地先から津市安濃町浄土寺字コメガイ 5 6 9 番 2 地先まで	旧	2.5 ~ 2.5	100.7
津市安濃町浄土寺字コメガイ 5 7 5 番 1 地先から津市安濃町浄土寺字コメガイ 5 6 9 番 2 地先まで	新	6.0 ~ 6.0	100.7

2 路線名 3 2 6 5 浄土寺 1 8 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町浄土寺字コメガイ 4 4 6 番 4 地先から津市安濃町浄土寺字コメガイ 4 4 6 番 4 地先まで	旧	3.2 ~ 5.3	30.2
津市安濃町浄土寺字コメガイ 4 4 6 番 4 地先から津市安濃町浄土寺字コメガイ 4 4 6 番 4 地先まで	新	6.0 ~ 6.0	30.2

津市告示第 1 4 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美杉村告示第 6 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

老ヶ野地区

三重県津市美杉町八知 8 2 4 3 番地

代表者 坂本 時久

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	瀧本 宗雄 三重県津市美杉町八知 8 2 8 3 番地 3
変更後	坂本 時久 三重県津市美杉町八知 7 3 2 5 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 8 年 4 月 1 7 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 4 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美杉村告示第 6 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

老ヶ野地区

三重県津市美杉町八知 8 2 4 3 番地

代表者 松田 隆男

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	坂本 時久 三重県津市美杉町八知 7 3 2 5 番地
変更後	松田 隆男 三重県津市美杉町八知 8 2 7 1 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 0 年 4 月 1 5 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 4 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美杉村告示第 6 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

老ヶ野地区

三重県津市美杉町八知 8 2 4 3 番地

代表者 柳笠 明己

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	松田 隆男 三重県津市美杉町八知 8 2 7 1 番地 1
変更後	柳笠 明己 三重県津市美杉町八知 8 5 0 6 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 4 月 2 6 日の定期総会において改選されたため。

津市公告第 6 0 号

令和 2 年度津市職員採用試験前期日程（令和 3 年度採用予定）を実施します。

令和 2 年 5 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う留意事項

(1) 試験中止等の判断について

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や国、地方公共団体の外出自粛要請の状況等によっては、試験中止や会場変更となる場合等があります（第1次試験の延期はありません。）。詳細については、津市ホームページ（アドレスは表紙参照）に掲載しますので、必ず事前にご確認ください。

(2) 試験が中止となった場合の申込手続について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により令和2年7月12日（日）実施予定の第1次試験が中止となった場合、次回の津市職員採用試験（以下「次回試験」）について、再度の申込手続を省略し、受験できる取扱いとします。

このため、試験が中止となった際に、次回試験の受験を希望する場合は、別紙申込書表面の所定欄「希望する」に☑をしてください。この場合、次回試験において同職種に申込があったものとみなします。

なお、次回試験の申込の継続は、中止と判断した後、直近に行われる津市職員採用試験1回（令和2年9月を予定）のみとなります。

(3) 第1次試験の試験会場について

第1次試験の試験会場は、東京、大阪、三重会場のうち、原則、居住地に最も近い会場とします。別紙申込書表面の所定欄の受験を希望する会場に☑をしていただき、当該希望を元に試験会場を決定し、採用試験申込手続終了後に通知します。なお、原則と異なる取扱いを希望する場合は、別途対応しますので、事前に人事課（059-229-3106）まで連絡をして指示を受けてください。

(4) 感染防止対策の徹底について

咳エチケットや手洗いの励行、感染のリスクが高い場所を避けるなど、普段から感染予防と体調管理に努めてください。また、試験当日においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用や咳エチケットの徹底をお願いします。（試験時間中に行う写真照合の際には、試験員の指示に従い、マスクを一時的に外していただきます。）

(5) 体調不良等の方について

新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方や濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えていただくようお願いします。また、受験日までに体調を崩した場合（息苦しさ、強いだるさ、高熱がある場合や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合など、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合）は、各都道府県の各自治体保健所等に設置されている新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センターに相談の上、受験の可否を判断してください。

上記の場合により受験を控える場合は、再試験を実施する可能性がありますので、必ず事前に人事課（059-229-3106）まで連絡をしてください。なお、再試験を行う場合については、試験の内容を変更する場合がありますのでご了承ください。

(6) 試験室の換気について

試験会場は、感染予防のため、試験中も適宜、窓やドアを開ける可能性がありますので、室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用 予定 人数	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日
技 術 職 （土 木 ）	五 人 程 度	(1)又は(2)の要件を満たす人 (1) ア及びイの要件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和3年3月卒業（修了）見込み（ただし、高等学校の卒業見込みを除く。）の人 イ 上記アに掲げる学校等（※）において土木に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	昭 和 6 0 年 4 月 2 日 以 降出生の人
技 術 職 （機 械 ）	一 人 程 度	(1)又は(2)の要件を満たす人 (1) ア及びイの要件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和3年3月卒業（修了）見込み（ただし、高等学校の卒業見込みを除く。）の人 イ 上記アに掲げる学校等（※）において機械に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	
技 術 職 （建 築 ）	一 人 程 度	(1)又は(2)の要件を満たす人 (1) ア及びイの要件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和3年3月卒業（修了）見込み（ただし、高等学校の卒業見込みを除く。）の人 イ 上記アに掲げる学校等（※）において建築に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	
保 健 師	一 人 程 度	保健師免許を有する人又は令和3年4月までに有する見込みの人	
すべての職種に共通する受験資格 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人			

※ 「上記アに掲げる学校等」とは、「学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等」を指すもので、卒業（卒業見込みを含む。）した学校等と同一である必要はありません。

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
技 術 職 （ 土 木 ）	土木事業に係る計画、設計、施工管理等に関する技術的業務
技 術 職 （ 機 械 ）	施設等に係る設計、施工・維持管理等の機械に関する技術的業務
技 術 職 （ 建 築 ）	建築物等に係る設計、施工管理、建築確認等に関する技術的業務
保 健 師	乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導業務等

3 受験手続等

（１）受付期間・受付時間

令和２年６月１日（月）から令和２年６月１９日（金）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までとします。

（２）提出書類

ア 津市職員採用試験申込書（受験票付き）----- 1 通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

（印刷用紙は白色の A4 版（縦：29.7cm、横：21cm）を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色の A4 版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。）

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。ただし、障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆での記入を可とします。

イ 返信用封筒----- 2 通

※ 返信用封筒のサイズ：長形 3 号（縦：23.5cm、横：12cm）

※ この返信用封筒により受験票及び第 1 次試験に係る合否の通知を送付しますので、84 円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

（３）提出方法

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

令和 2 年 6 月 1 9 日（金）午後 5 時 1 5 分までに津市総務部総務課文書・公開担当（津市本庁舎 7 階）に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号 津市総務部人事課あて

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、提出方法は郵送のみとなりますので、提出書類に不備等がないよう十分注意してください。

（４）その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返信用封筒により返送し、又は受験を無効とすることがありますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等により書類到着の遅延等が発生した場合における受付期間経過後の申込についても、受付は行わないため、申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

ウ 令和2年6月25日（木）までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課（電話番号 059-229-3106）へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による提出はできません。

オ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

カ 第1次試験において、障がい等を理由に配慮を希望する場合がある場合、申込書等の提出時に電話等で申し出てください。

キ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により令和2年7月12日（日）の第1次試験が中止となる場合、次回の津市職員採用試験（以下「次回試験」）について、再度の申込手を省略し、受験できる取扱いとします（詳細は、1頁「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う留意事項」（2）参照。）。

このため、試験が中止となった際に、次回試験の受験を希望する場合は、別紙申込書表面の所定欄「希望する」に☑をしてください。

4 第1次試験

（1）試験科目

教養試験、専門試験及び職場適応性検査

（2）試験の内容

試験科目		試験の内容
教養試験		時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式による筆記試験
専門試験	技術職 （土木）	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工に関する択一式による筆記試験
	技術職 （機械）	数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術（電気技術、電子技術、制御）及び電子機械に関する択一式による筆記試験
	技術職 （建築）	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規及び建築施工に関する択一式による筆記試験
	保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論に関する択一式による筆記試験
職場適応性検査		公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性に関する択一式による筆記検査

※ 教養試験及び専門試験（保健師を除く。）の問題は、高等学校卒業程度です。

（3）試験日

令和2年7月12日（日）

(4) 試験場所

ア 三重会場 アスト津4階 アストプラザ
(津市羽所町700番地)

イ 東京会場 都市センターホテル
(東京都千代田区平河町2-4-1)

ウ 大阪会場 大阪駅前第2ビル5階 大阪市立総合生涯学習センター
(大阪府大阪市北区梅田1-2-2-500)

※ 第1次試験の試験会場は、東京、大阪、三重会場のうち、原則、居住地に最も近い会場とします。別紙申込書表面の所定欄の受験を希望する会場に☑をしていただき、当該希望を元に試験会場を決定し、採用試験申込手続終了後に通知します。なお、原則と異なる取扱いを希望する場合は、別途対応しますので、事前に人事課(059-229-3106)まで連絡をして指示を受けてください。

※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

(5) 結果発表

令和2年7月22日(水)(予定)に受験者全員に対し、可否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、可否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目・試験日

試験科目(予定)	試験日(予定)
口述試験(個人面接)	令和2年7月31日(金)
実地試験(グループワーク)※	令和2年7月30日(木)(予備日)

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等により、試験日程や試験内容を変更する場合があります。

※ 詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(2) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 結果発表

令和2年8月上旬に第2次試験受験者全員に対し、可否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、可否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目・試験日

試験科目(予定)	試験日(予定)
口述試験(個人面接) 集団討議※	令和2年8月中旬

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等により、試験日程や試験内容を変更する場合があります。

※ 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

(2) 試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

(3) その他

第3次試験の受験日までに最終学校卒業(見込)証明書等の書類を提出していただきます。
詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

令和2年8月下旬に第3次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、令和3年4月1日に採用する予定です。ただし、保健師については、令和3年4月1日以降同年5月1日までに採用する予定です(当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります。)

(2) 上記(1)の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。
なお、当該繰上げを行う期間は、令和4年3月31日までとします。

(3) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

9 採用後の給与等

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学歴	初任給(給料)※1	給与月額(見込)※2
大学院(修士課程)修了	195,500円	234,000円
大学卒(保健師養成所卒含む。)	182,200円	218,000円
短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)卒	165,900円	198,500円
高等学校卒	154,900円	185,400円

※1 上記の初任給は、新卒者等に係る令和2年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。また、職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

※2 上記の給与月額、給料、地域手当（勤務地：津市）及び時間外勤務手当を含んでいます（100円未満の金額については切り捨てで表記しています。）。また、時間外勤務手当については、令和元年度1人当たりの平均時間外勤務時間数で算出しています。

なお、上記の給与以外に、期末・勤勉手当（令和元年度実績4.5月分）が別途支給されます。また、支給要件に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当も支給されます。

10 勤務条件等

（1）勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務場所等により異なる場合があります。

（2）勤務場所

本庁、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

（3）休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務場所等により異なる場合があります。

（4）休暇等

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業等があります。

（5）福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合等に参加し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

（6）人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する部課等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

イ プリセプター制度

市の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安等を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、1人の新人に対して、1人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

ウ 研修制度

実務研修、職務実践研修、階層別研修、派遣研修など様々な研修を実施しています。

11 その他

(1) 条件付採用について

採用後6か月の間は、地方公務員法第22条に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(2) 他の試験の受験について

今後実施される他の津市職員採用試験等も受験可能です。また、今回の試験結果は、今後の採用試験の可否には一切影響することはありません。

なお、今回の試験が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となる場合で、別紙申込書により申込の継続を希望された場合は、次回の津市職員採用試験の再度の申込は不要になります。（詳細は、1頁「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う留意事項」（2）参照）

(3) 問い合わせ

この試験の詳細や障がいの方の職員採用試験に係る配慮事項等については津市総務部人事課（津市本庁舎7階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3106）

◎ 日本国籍を有しない人が津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職及び技術職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職及び技術職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公権力の行使」に係る職務について

「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

- ※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

津市公告第 6 1 号

津市育休代替任期付職員採用試験を実施します。

令和 2 年 5 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う留意事項

(1) 試験中止等の判断について

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や国、地方公共団体の外出自粛要請の状況等によっては、試験中止や会場変更となる場合等があります（第1次試験の延期はありません。）。詳細については、津市ホームページ（アドレスは表紙参照）に掲載しますので、必ず事前にご確認ください。

(2) 第1次試験の試験会場について

第1次試験の試験会場は、東京、大阪、三重会場のうち、原則、居住地に最も近い会場とします。別紙申込書表面の所定欄の受験を希望する会場に☑をしていただき、当該希望を元に試験会場を決定し、採用試験申込手續終了後に通知します。なお、原則と異なる取扱いを希望する場合は、別途対応しますので、事前に人事課（059-229-3106）まで連絡をして指示を受けてください。

(3) 感染防止対策の徹底について

咳エチケットや手洗いの励行、感染のリスクが高い場所を避けるなど、普段から感染予防と体調管理に努めてください。また、試験当日においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用や咳エチケットの徹底をお願いします。（試験時間中に行う写真照合の際には、試験員の指示に従い、マスクを一時的に外していただきます。）

(4) 体調不良等の方について

新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方や濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えていただくようお願いします。また、受験日までに体調を崩した場合（息苦しさ、強いだるさ、高熱がある場合や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合など、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合）は、各都道府県の各自治体保健所等に設置されている新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センターに相談の上、受験の可否を判断してください。

上記の場合により受験を控える場合は、再試験を実施する可能性がありますので、必ず事前に人事課（059-229-3106）まで連絡をしてください。なお、再試験を行う場合については、試験の内容を変更する場合がありますのでご了承ください。

(5) 試験室の換気について

試験会場は、感染予防のため、試験中も適宜、窓やドアを開ける可能性がありますので、室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用予定人数 ※（）内は令和2年 10月1日採用予定	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日
事務職	12人程度 (2人程度)	(1)又は(2)の要件を満たす人 (1) 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和2年9月卒業（修了）見込みの人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	昭和40年4月2日以降平成14年4月1日までに出生の人
保育士	20人程度 (10人程度)	保育士登録を受けている人又は令和2年9月までに保育士登録を受ける見込みの人	昭和40年4月2日以降出生の人
保健師	3人程度 (2人程度)	保健師免許（保健婦、保健士）を有する人	昭和40年4月2日以降出生の人
技能員 (調理員)	9人程度 (1人程度)	中学校卒業以上の学歴を有する人	昭和40年4月2日以降平成14年4月1日までに出生の人
すべての職種に共通する受験資格 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人			

※ 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、職員の育児休業の状況等に応じて採用されることから、全ての合格者が令和2年10月1日付けで採用されるとは限りません。

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
事 務 職	一般行政事務
保 育 士	児童福祉施設（保育所、認定こども園等）等における児童の保育業務等
保 健 師	乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導業務等
技 能 員（調 理 員）	児童福祉施設（保育所、認定こども園等）、学校等における給食業務

※ 原則として正規職員と同様の業務に従事します。

3 受験手続等

（1）受付期間・受付時間

令和2年6月1日（月）から令和2年6月19日（金）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市育休代替任期付職員採用試験申込書（受験票付き）----- 1 通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

（印刷用紙は白色の A4 版（縦：29.7cm、横：21cm）を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色の A4 版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。）

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は受験者本人が直筆で記入してください。ただし、障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆での記入を可とします。

イ 返信用封筒----- 2 通

※ 返信用封筒のサイズ：長形 3 号（縦：23.5cm、横：12cm）

※ この返信用封筒により受験票及び第 1 次試験に係る可否の通知を送付しますので、84円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

(3) 提出方法

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市育休代替任期付職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

令和 2 年 6 月 19 日（金）午後 5 時 15 分までに津市総務部総務課文書・公開担当（津市本庁舎 7 階）に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号 津市総務部人事課あて

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、提出方法は郵送のみとなりますので、提出書類に不備等がないよう十分注意してください。

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返信用封筒により返送し、又は受験を無効とすることがありますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等により書類到着の遅延等が発生した場合における受付期間経過後の申込みについても、受付は行わないため、申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

ウ 令和 2 年 6 月 25 日（木）までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課（電話番号 059-229-3106）へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による受付はできません。

オ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

カ 第 1 次試験において、障がい等を理由に配慮を希望する場合、申込書等の提出時に電話等で申し出てください。

4 第1次試験

(1) 試験科目及び試験の内容

職 種	試験科目	試 験 の 内 容
事務職	教養試験	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式（マークシート方式）による筆記試験
保育士	専門試験 (保育士)	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容及び子どもの保健に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験 ※上記のいずれかの分野で障害児保育について出題することがあります。
保健師	専門試験 (保健師)	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験
技能員 (調理員)	業務適性検査	実務的な業務において、処理を集中して速く正確に行えるかをみるための択一式（マークシート方式）による筆記試験（加減算の計算、数の大小関係の判断、文字や図形の照合などの基礎的な問題）

※ 教養試験の試験問題は、高等学校卒業程度です。

(2) 試験日

令和2年7月12日（日）

(3) 試験場所

ア 三重会場 アスト津4階 アストプラザ
(津市羽所町700番地)

イ 東京会場 都市センターホテル
(東京都千代田区平河町2-4-1)

ウ 大阪会場 大阪駅前第2ビル5階 大阪市立総合生涯学習センター
(大阪府大阪市北区梅田1-2-2-500)

※ 第1次試験の試験会場は、東京、大阪、三重会場のうち、原則、居住地に最も近い会場とします。別紙申込書表面の所定欄の受験を希望する会場に☑をしていただき、当該希望を元に試験会場を決定し、採用試験申込手続終了後に通知します。なお、原則と異なる取扱いを希望する場合は、別途対応しますので、事前に人事課（059-229-3106）まで連絡をして指示を受けてください。

※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

(4) 結果発表

令和2年7月22日（水）（予定）に受験者全員に対し、可否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、可否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験（個人面接）

(2) 試験日

令和2年8月13日（木）又は同月14日（金）（予定）

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等により、試験日程や試験内容を変更する場合があります。

※ 詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

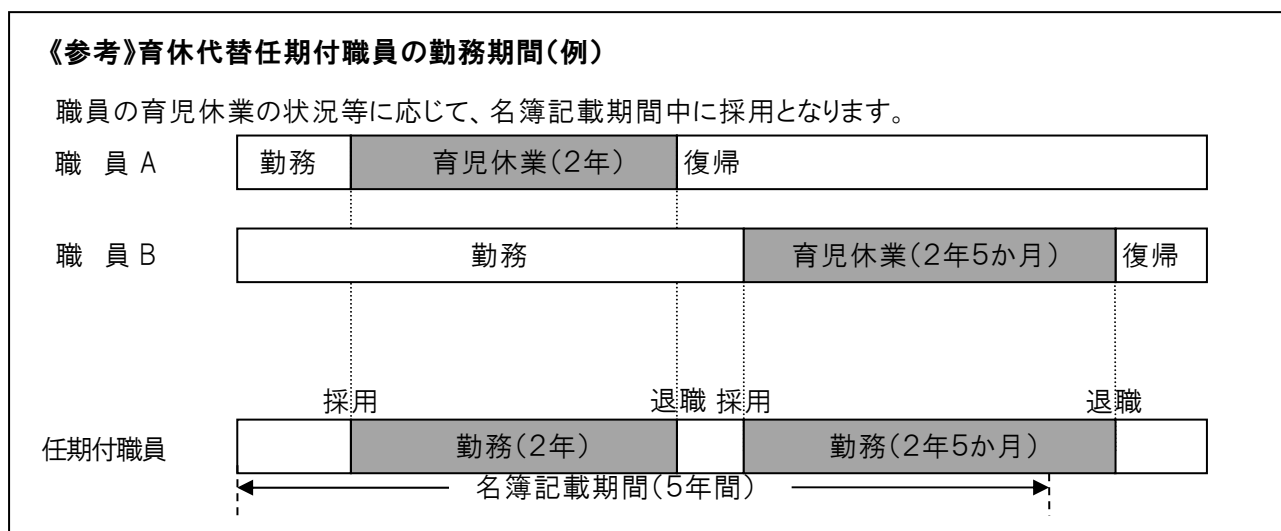
6 最終合格者発表

令和2年8月下旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、令和2年10月1日以降、職員の育児休業の状況等に応じて採用する予定です（名簿に記載されても必ず採用されるとは限りません。名簿の記載期間は令和7年9月30日までです。）。



- (2) 採用に当たっては、原則として名簿に記載されている順に採用の諾否を確認し、応諾後各種書類の提出などの手続を別途依頼します。ただし、保育士の場合、認定こども園に勤務している職員が育児休業を取得した場合は、保育士資格に加え、幼稚園教諭の免許状を有する方を優先して採用する場合があります。

- (3) 任期は、職員が育児休業を取得する期間に応じて決定されます（育児休業の期間は、最大で3年間です。）。ただし、任期の末日は、最大でその職員が津市職員の定年等に関する条例に規

定する定年年齢に達した日以後における最初の３月３１日までとします。

（４）任期が満了した場合でも、名簿記載期間中であれば、再度任期付職員としての勤務をお願いする場合があります。

（５）現在、既に名簿に記載中の人がこの試験に合格した場合は、現在の名簿記載期間中は従前の試験による順位が優先され、現在の名簿記載期間終了後に、この試験に基づく順位による記載が有効となります。

（例）現在の名簿記載期間が平成３０年１０月１日から令和５年９月３０日までの方
令和５年９月３０日までは、現在の名簿記載順位により採用等が行われ、当該名簿記載期間が終了した次の日である令和５年１０月１日からは、この試験の結果に基づく順位により採用等が行われることになります。

（６）受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、合格を取り消し、名簿から削除します。

（７）日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

８ 給与

（１）初任給の例

職	種	初 任 給
事 務 職 保 育 士	大学院（修士課程）修了	１９５，５００円
	大学卒	１８２，２００円
	短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒	１６５，９００円
	高等学校卒等	１５４，９００円
保 健 師	大学・保健師養成所卒	１８２，２００円
技能員（調理員）	１８歳の場合	１５４，９００円

※１ 上記は令和２年４月１日付けで採用された場合の初任給であり、採用までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。

※２ 職務経験等がある場合は、一定の基準に基づいた加算措置があります。

（２）給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等が支給されます。

９ 勤務条件等

（１）勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分まで（休憩時間は正午から午後１時まで）です。ただし、勤務場所等によって異なる場合があります。

（例１）児童福祉施設（保育所、認定こども園等）等に勤務する保育士の場合

勤務時間は、原則、月曜日から土曜日までのうち１週間当たり５日勤務で、午前７時３０分から午後７時までのうち７時間４５分（施設等により異なる場合があります。）

(例 2) 学校等に勤務する技能員(調理員)の場合

勤務時間は、原則、月曜日から金曜日までの午前 8 時から午後 4 時 45 分まで(学校等により異なる場合があります。)

(2) 勤務場所

本庁舎、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

(3) 休日

原則として、週休 2 日制(土曜日・日曜日)で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日まで)があります。ただし、勤務場所等によって異なる場合があります(上記「(1) 勤務時間」を参照)。

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚休暇等)、病気休暇、介護休暇及び介護時間等があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合等に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

(6) 研修

実務研修、職務実践研修など様々な研修を実施しています。

(7) その他

育児休業及び育児短時間勤務等をすることはできません。

10 その他

(1) 任期付職員への採用は、正規職員の採用とは無関係です。正規職員になるためには、必ずそのための採用試験に合格しなくてはなりません。また、任期付職員の任期中及び名簿記載期間であっても、正規職員の採用試験を受験することは可能です。

(2) 採用後 6 か月の間は、地方公務員法第 22 条に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります(給与等に変動はありません。)

(3) この試験の詳細や障がいの方の職員採用試験に係る配慮事項等については津市総務部人事課(津市本庁舎 7 階)までお問い合わせください。

電話番号(059-229-3106)

◎ 日本国籍を有しない人が津市育休代替任期付職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

なお、「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

※ 「公権力の行使」に係る職務の具体例

建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可等に係る業務

津市公告第 6 2 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 2 年 5 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 市有財産売却に係る一般競争入札

(2) 売却物件の概要

物件番号及び区分番号	物件の種類	物件の所在	地目又は種類	地積又は延床面積	備考
1	土地	津市半田字奥青谷 3424 番 82	宅地	243.08 m ²	第一種低層住居 専用地域
		津市半田字奥青谷 3424 番 84		80.87 m ²	
	建物	津市半田字奥青谷 3424 番地 82 及び同 3424 番地 84	集会所	67.43 m ²	昭和 51 年築 木造スレートぶ き平家建
2	土地	津市白山町南出字 門田 359 番 1	宅地	2,965.53 m ²	都市計画区域外
	建物	津市白山町南出字 門田 359 番地 1	事務所	511.48 m ²	昭和 48 年築 平成 4 年増築 鉄骨造亜鉛メッ キ鋼板・スレー トぶき平家建 附属建物 3 棟あり

(3) 売却物件に関する事項

売却物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、土地、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等を含め売却物件の現在における状況の姿のままを意味し、老朽化や損傷等の不具合がある場合も、そのまま引き渡しを行います。このため、次に掲げる事項について十分理解して下さい。

ア いずれの物件についても土地及び建物を一体として売却します。

イ 物件番号 1 の土地の階段口については、引き続き、地元自治会がごみ集積所用地として使用します。

ウ 物件番号 1 の土地には、建物のほか物置が設置されています。

エ いずれの物件についても、建物は耐震性能が不足する可能性があるため、購入者の判断において必要に応じ耐震診断調査及び耐震補強工事を実施してください。

オ いずれの物件についても、建物は劣化及び損傷が進行しており、雨漏り、建物の傾き等の不具合が見受けられるため、現状のまま利用ができない可能性があります、本市は修復に要する費用の一切を負担しません。

カ いずれの物件についても、地中埋設物、土壤汚染等の有無に係る調査は実施していません。購入後、これらが発生した場合でも、本市は埋設物、汚染物等の撤去等に要する費用の一切を負担しません。

キ 物件番号１の土地は、約 1 2 0 m²の平坦地部分及び約 2 0 4 m²の傾斜法面崖地部分から構成されています。傾斜法面崖地部分の一部は、擁壁で覆われていますが、東側の立木（桜）周辺は、劣化及び損傷が進んでいるため、修繕を要します。

ク 物件番号２の土地には、電力会社が管理する電力柱１本がありますので、買受人にて電力会社に対し所有者変更の手続を行ってください。

ケ 物件番号２の土地を開発する場合は、敷地外周のフェンスの取扱いについて地元の南出獣害対策協議会と協議してください。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。））、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職（同条第 3 項第 1 号及び第 2 号に該当する者に限ります。）に属する津市職員である者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 津市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフオク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）

である法人

- (7) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (8) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
- (9) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (11) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (13) 20歳未満の者
- (14) 日本語が理解できない者
- (15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

- (1) 入札参加仮申込み

ア 仮申込期間

令和2年5月28日（木）午後1時から令和2年6月15日（月）午後2時まで

イ 仮申込みの方法

ヤフオク！が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）で行ってください。

- (2) 入札参加申込み（本申込み）

ア 申込期間

令和2年5月28日（木）午後1時から令和2年6月24日（水）午後2時まで

イ 申込みの方法

仮申込みを行った後、(3)の書類を津市政策財務部財産管理課へ提出してください。

- (3) 入札参加申込みに伴う提出書類

ア 公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依

頼書（以下「申込書」といいます。）

津市ホームページから所定の様式を出力し、実印を押印してください。

イ 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近２年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ロ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 委任状（代理人により入札に参加する場合のみ）

代理人により入札に参加する場合は、受任者及び委任者のイ及びウが必要になります。

カ 共同入札等申出書（一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札参加する場合のみ）

提出書類のうち、イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において、発行後３月以内のものに限ります。

複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オ及びカについては物件ごとに１部提出してください。イ、ウ及びエについては、１部のみ提出してください。

不動産を共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出してください。

一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金

(1) 予定価格と入札保証金の額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金 の額
1	津市半田字奥青谷 3424 番 82 及び同 3424 番 84	1,728,440 円	172,844 円
2	津市白山町南出字門田 359 番 1	6,362,209 円	636,221 円

(2) 入札参加希望者は、入札保証金として、前号の表右欄に掲げる金額を入

札開始 3 開庁日前（令和 2 年 6 月 24 日（水））午後 2 時までに、津市が指定する金融機関の口座に納付してください。口座番号等については、入札参加仮申込手続を津市が確認した後、あらかじめ Yahoo!JAPAN ID で認証されたメールアドレスに電子メールでお知らせします。

- (3) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座への振込みにより返金します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。
- (4) 入札保証金に納入から返金までの期間に係る利息は付しません。
- (5) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金（契約保証金）は、津市に帰属することとなります。

5 入札及び開札

(1) 入札期間

令和 2 年 6 月 29 日（月）午後 1 時から令和 2 年 7 月 6 日（月）午後 1 時まで

(2) 開札

令和 2 年 7 月 6 日（月）午後 1 時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムから入札価格を登録（一度のみ可能）することにより入札を行います。入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

- (1) 売却システムでの入札において、津市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。
- (3) 落札者には、あらかじめ Yahoo!JAPAN ID で認証されたメールアドレス

に落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- (4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は津市と契約を締結します。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を令和2年7月22日（水）午後5時15分までに津市に提出してください。

ア 契約書

津市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼り付けた上で、2部とも提出してください。津市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、津市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したときに確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）

エ 所有権移転登記嘱託請求書

オ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	登録免許税額 (土地及び建物)
1	津市半田字奥青谷 3424 番 82 及び同 3424 番 84	87,100 円
2	津市白山町南出字門田 359 番 1	485,100 円

提出書類のうちイ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

8 契約保証金

- (1) 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全

額を売却代金に充当します。

- (2) 契約者が売却代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

9 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限

落札者が、落札した物件を次に掲げる用途に供した場合は、津市は当該物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 暴力団の事務所の用途

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途

(2) 契約の解除

津市は、買受人が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する場合があります。

ア 買受人又は買受人の役員等（法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあってはその者及びその者の支配人をいいます。以下同じ。）が次に掲げる者であると認められるとき。

(ア) 暴力団員

(イ) 暴力団関係者（暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいいます。）

イ 買受人の経営又は運営に暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」といいます。）が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいいます。）と知りながら、これを不当に利用したと認められ

るとき。

エ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 買受人が市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していると認められるとき。

キ この契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 買受人は、(2)の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、津市に対してその補償を請求できません。

(4) 買受人は、(2)の定めにより、津市が契約を解除したときは、買受人の負担で物件を原状に復して津市の指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、津市が特に認める場合はこの限りではありません。

10 売却代金の支払期限及び支払方法

売却代金（売却代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和2年7月28日（火）午後5時15分までに、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により津市へ納付しなければなりません。

- (1) 津市が用意する納付書による津市が指定する金融機関窓口からの納付
- (2) 津市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付
- (3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の午後2時までに、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。）

11 所有権の移転・引渡し等

(1) 売却代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとします。

(2) 物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後、物件に品質上の問題（土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物の存在並びに設備におけるPCBの含有を含むが、これらに限られない。）が発見されても、追完、代金減額、契約の解除並びに損害賠償を請求し、又は契約を取り消すことができません。

(3) 物件の所有権の移転登記は津市が行います。なお、所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

- (4) 物件を津市の許可なく第三者が占有している場合は、買受人が解決を図るものとします。

12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる費用は、全て買受人の負担となります。

- (1) 印紙税（印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づき、印紙税に相当する金額の収入印紙を契約書に貼り付けてください。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札に参加しようとする方は、1から12までの事項のほか次の各号に掲げる事項について了承の上で申込みを行ってください。

- (1) 入札参加申込みに当たっては、1(2)及び(3)に掲げる売却物件に関する事項を確認するほか、入札参加者において公簿等の閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。
- (2) 入札に参加しようとする売却物件の土地上に建物の建築若しくは建替え等が可能か否かについては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、三重県建築基準条例（昭和46年三重県条例第35号）等に基づき指導等がなされる場合がありますので、入札参加者においてあらかじめ関係機関に確認しておいてください。
- (3) 購入後敷地への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法、都市計画法、道路法（昭和27年法律第180号）その他の関係法令に従い、購入者の負担により行ってください。
- (4) 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。
- (5) 共有する目的で申込みをする場合、共同入札者全員が入札参加の資格を有する必要があります。
- (6) 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

- (7) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファクスを含みます。）等による申込みの受付は行いません。
- (8) 入札参加申込手続きが完了したときは、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、「本申込完了」に係る電子メールを送信します。
- (9) 物件に係る現地説明会等は開催しません。なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。
- (10) 入札参加申込みを行ったすべての者の氏名（名称）、入札価格等入札に関する結果を公表することがあります。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 059 - 229 - 3126

津市公告第 6 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 2 年 5 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和 2 年 5 月 2 7 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市河芸町杜の街一丁目、河芸町杜の街二丁目、河芸町杜の街三丁目、河芸町杜の街四丁目及び河芸町杜の街五丁目地内（第 1 1 工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市丸之内 9 番 1 8 号

三交不動産株式会社

取締役社長 高林 学

津市上下水道事業告示第 3 4 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

令和 2 年 5 月 2 7 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
協栄土木株式会社	四日市市楠町小倉 1 8 7 5 番地	令和 2 年 5 月 7 日から 令和 7 年 5 月 6 日まで

津市上下水道事業告示第 3 5 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

令和 2 年 5 月 2 7 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
田中設備工業株式会社	津市高茶屋小森町 2 2 3 2 番地 4	令和 7 年 9 月 2 9 日まで

津市上下水道事業告示第 3 6 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

令和 2 年 5 月 2 7 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
山新工業	津市安濃町安濃 1 2 9 7 番地 1	令和 2 年 5 月 7 日から 令和 7 年 5 月 6 日まで

津市教育委員会告示第 5 号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和 2 年 5 月 2 5 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

1 招集の日時

令和 2 年 5 月 2 9 日（金） 午後 3 時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4 階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 令和 2 年度津市一般会計補正予算（第 4 号）＜教委所管分＞について
- (2) 工事請負契約について（津市立西が丘小学校大規模改造（第三期）工事）
- (3) 工事請負契約について（津市立久居中学校大規模改造（第三期）工事）
- (4) 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替え等について
- (5) 津市青少年問題協議会委員の一部委嘱替えについて
- (6) 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について

津市教育委員会公告第 1 号

津市育休代替任期付職員採用試験を次のとおり実施します。

令和 2 年 5 月 2 5 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

別紙のとおり

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う留意事項

(1) 試験中止等の判断について

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や国、地方公共団体の外出自粛要請の状況等によっては、試験中止や会場変更となる場合があります（第1次試験の延期はありません。）。詳細については、津市ホームページ（アドレスは表紙参照）に掲載しますので、**必ず事前にご確認ください。**

(2) 第1次試験の試験会場について

第1次試験の試験会場は、東京、大阪、三重会場のうち、**原則、居住地に最も近い会場**とします。別紙申込書表面の所定欄の受験を希望する会場に☑をしていただき、当該希望を元に試験会場を決定し、採用試験申込手續終了後に通知します。なお、原則と異なる取扱いを希望する場合は、別途対応しますので、事前に教育総務課（059-229-3292）まで連絡をして指示を受けてください。

(3) 感染防止対策の徹底について

咳エチケットや手洗いの励行、感染のリスクが高い場所を避けるなど、普段から**感染予防と体調管理に努めてください。**また、試験当日においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用や咳エチケットの徹底をお願いします。（試験時間中に行う写真照合の際には、試験員の指示に従い、マスクを一時的に外していただきます。）

(4) 体調不良等の方について

新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方や濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、**受験を控えていただくようお願いします。**また、受験日までには体調を崩した場合（息苦しさ、強いだるさ、高熱がある場合や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合など、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合）は、各都道府県の各自治体保健所等に設置されている新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センターに相談の上、受験の可否を判断してください。

上記の場合により受験を控える場合は、再試験を実施する可能性がありますので、必ず事前に教育総務課（059-229-3292）まで連絡をしてください。なお、再試験を行う場合については、試験の内容を変更する場合がありますのでご了承ください。

(5) 試験室の換気について

試験会場は、感染予防のため、試験中も適宜、**窓やドアを開ける可能性があります**ので、室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用予定人数	受 験 資 格	
		免 許 等	生 年 月 日 等
幼稚園教諭	5 人程度	幼稚園教諭普通免許状を有する人又は令和 2 年 9 月までに幼稚園教諭普通免許状を有する見込みの人	(1) 昭和 4 0 年 4 月 2 日以降出生の人 (2) 学校教育法第 9 条（校長、教員の欠格事由）及び地方公務員法第 1 6 条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人

最終合格者は、成績順に名簿に記載され、職員の育児休業の状況等に応じて採用されることから、全ての合格者が令和 2 年 1 0 月 1 日付けで採用されるとは限りません。

免許を更新せず、令和 2 年 1 0 月 1 日に効力を失っている場合には採用されません。

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
幼 稚 園 教 諭	幼稚園、認定こども園等における幼児教育業務等

原則として正規職員と同様の業務に従事します。

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

令和 2 年 6 月 1 日（月）から令和 2 年 6 月 1 9 日（金）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市育休代替任期付職員採用試験申込書（受験票付き）----- 1 通

申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

（印刷用紙は白色の A 4 版（縦：2 9 . 7 cm、横：2 1 cm）を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色の A 4 版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。）

記入例を参考に正しく作成してください。

申込書は受験者本人が直筆で記入してください。ただし、障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆での記入を可とします。

イ 返信用封筒----- 2 通

返信用封筒のサイズ：長形 3 号（縦：2 3 . 5 cm、横：1 2 cm）

この返信用封筒により受験票及び第 1 次試験に係る合否の通知を送付しますので、8 4 円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

(3) 提出方法

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市育休代替任期付職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

令和 2 年 6 月 1 9 日（金）午後 5 時 1 5 分までに津市教育委員会事務局教育総務課（津市教育委員

会庁舎4階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-0035 津市西丸之内37番8号 津市教育委員会事務局教育総務課あて

新型コロナウイルス感染症対策のため、提出方法は郵送のみとなりますので、提出書類に不備等がないよう十分注意してください。

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類は返信用封筒により返送し、又は受験を無効とすることがありますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等により書類到着の遅延等が発生した場合における受付期間経過後の申込みについても、受付は行わないため、申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

ウ 令和2年6月25日(木)までに受験票が届かないときは、津市教育委員会事務局教育総務課(電話番号 059-229-3292)へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による受付はできません。

オ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

カ 第1次試験において、障がい等を理由に配慮を希望する場合、申込書等の提出時に電話等で申し出てください。

4 第1次試験

(1) 試験科目及び試験の内容

試験科目	試験の内容
専門試験 (幼稚園教諭)	発達心理、教育学、保育原理、保育内容及び法規に関する択一式(マークシート方式)による筆記試験

(2) 試験日

令和2年7月12日(日)

(3) 試験場所

ア 三重会場 アスト津4階 アストプラザ
(津市羽所町700番地)

イ 東京会場 都市センターホテル
(東京都千代田区平河町2-4-1)

ウ 大阪会場 大阪駅前第2ビル5階 大阪市立総合生涯学習センター
(大阪府大阪市北区梅田1-2-2-500)

第1次試験の試験会場は、東京、大阪、三重会場のうち、原則、居住地に最も近い会場とします。別紙申込書表面の所定欄の受験を希望する会場に☑をしていただき、当該希望を元に試験会場を決定し、採用試験申込手続終了後に通知します。なお、原則と異なる取扱いを希望する場合は、別途対応しますので、事前に教育総務課(059-22

9 - 3 2 9 2) まで連絡をして指示を受けてください。
応募状況により他会場でも行う場合があります。

(4) 結果発表

令和 2 年 7 月 2 2 日 (水) (予定) に受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

5 第 2 次試験

第 1 次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験 (個人面接)

(2) 試験日

令和 2 年 8 月 1 1 日 (火) (予定)

詳細については、第 1 次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第 1 次試験の結果発表の際に通知します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等により、試験日程や試験内容を変更する場合があります。

詳細については、第 1 次試験の結果発表の際に通知します。

6 最終合格者発表

令和 2 年 8 月下旬に第 2 次試験受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、令和 2 年 1 0 月 1 日以降、職員の育児休業の状況等に応じて採用する予定です (名簿に記載されても必ず採用されるとは限りません。 名簿の記載期間は令和 7 年 9 月 3 0 日までです。)。

(参考) 育休代替任期付職員の勤務期間 (例)

職員の育児休業の状況等に応じて、名簿記載期間中に採用となります。



(2) 採用に当たっては、原則として名簿に記載されている順に採用の諾否を確認し、応諾後各種書類の提出などの手続を別途依頼します。ただし、認定こども園に勤務している職員が育児休業を取得した場合は、幼稚園教諭の免許状に加え、保育士資格を有する方を優先して採用する場合があります。

(3) 任期は、職員が育児休業を取得する期間に応じて決定されます（育児休業の期間は、最大で３年間です）。ただし、任期の末日は、最大でその職員が津市職員の定年等に関する条例に規定する定年年齢に達した日以後における最初の３月３１日までとします。

(4) 任期が満了した場合でも、名簿記載期間中であれば、再度任期付職員としての勤務をお願いする場合があります。

(5) 現在、既に名簿に記載中の人がこの試験に合格した場合は、現在の名簿記載期間中は従前の試験による順位が優先され、現在の名簿記載期間終了後に、この試験に基づく順位による記載が有効となります。

(例) 現在の名簿記載期間が平成３０年１０月１日から令和５年９月３０日までの方
令和５年９月３０日までは、現在の名簿記載順位により採用等が行われ、当該名簿記載期間が終了した次の日である令和５年１０月１日からは、この試験の結果に基づく順位により採用等が行われることになります。

(6) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、合格を取り消し、名簿から削除します。

(7) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

８ 給与

(1) 初任給の例

学 歴	初 任 給
大学卒	１８４，２００円
短期大学・専修学校（専門課程）卒	１６７，４００円

上記は令和２年４月１日付けで採用された場合の初任給であり、採用までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。

職務経験等がある場合は、一定の基準に基づいた加算措置があります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等が支給されます。

９ 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分まで（休憩時間は正午から午後１時まで）です。ただし、勤務場所等によって異なる場合があります。

(2) 勤務場所

幼稚園、認定こども園等で勤務します。

(3) 休日

原則として、週休 2 日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務場所等によって異なる場合があります。

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇等）、病気休暇、介護休暇及び介護時間等があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険

公立学校共済組合に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

(6) 研修

実務研修、職務実践研修など様々な研修を実施しています。

(7) その他

育児休業及び育児短時間勤務等をすることはできません。

10 その他

(1) 任期付職員への採用は、正規職員の採用とは無関係です。正規職員になるためには、必ずそのための採用試験に合格しなくてはなりません。また、任期付職員の任期中及び名簿記載期間であっても、正規職員の採用試験を受験することは可能です。

(2) 採用後 1 年間の間は、地方公務員法第 22 条及び教育公務員特例法第 12 条第 1 項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）

(3) この試験の詳細や障がいの方の職員採用試験に係る配慮事項等については、津市教育委員会事務局教育総務課（津市教育委員会庁舎 4 階）までお問い合わせください。

電話番号（059 - 229 - 3292）

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

なお、「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

「公権力の行使」に係る職務の具体例

建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可等に係る業務

津市農業委員会告示第 2 号

令和 2 年度津市農業委員会定期総会を次のとおり招集する。

令和 2 年 5 月 1 9 日

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

1 招集の日時

令和 2 年 5 月 2 8 日（木） 午前 1 0 時

2 招集の場所

津市上下水道庁舎 2 階大会議室

3 会議の事項

- (1) 令和元年度事業報告について
- (2) 令和 2 年度事業計画（案）について
- (3) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について
- (4) その他